

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

特記仕様書（別紙）

1 目的

本業務は、二級河川福井川の感潮区間である左岸側（左岸距離標 0k/700 付近～0k/900 付近）において、河川水浸透による堤内側耕作地への影響について、土壌調査及び水位観測結果等を踏まえて因果関係を整理し、対策工について検討を行うものである。

2 設計業務内容

2.1 計画準備

業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

2.2 資料収集・整理

業務に必要となる過年度の設計成果、調査資料等の収集・整理を行う。

2.3 現地調査

貸与資料を基に現地踏査を行い、計画施設及び現況施設等の関連構造物、堤内側耕作地の状況を把握し、合わせて施工の観点からも現地状況を把握し、整理する。

2.4 対策工の検討

現地踏査結果、調査結果（土壌分析、水位観測等）を勘案のうえ、堤内側耕作地への影響及び因果関係を整理し、対策方針及びその方法について検討を行い、対策工を決定する。

対策工の具体的な配置図（標準断面程度を想定）を作成し、周辺構造物等の取付けを確認するものとする。

2.5 施工計画

対策工の結果をもとに、施工条件について整理し、当該工事で必要となる仮設構造物等の規模・構造を検討する。工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案の策定を行うものとする。

2.6 図面作成

平面図、標準断面図、各種構造物等を作成するものとする。

2.7 数量計算

数量算出要領に基づき、数量のとりまとめを行うものとする。

2.8 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施し、管理技術者に提出するものとする。

2.9 報告書作成

受注者は、業務の成果として、その調査・検討結果等を特記仕様書に定められた項目に応

じて、調査・検討等の実施過程及び結果をとりまとめるものとする。

2.10 打合せ協議

打合せ協議は、原則として着手時1回、中間時2回、成果納入時1回の計4回とする。

3 調査業務内容

二級河川福井川左岸堤内側における調査項目を下表に示す。なお、調査期間、箇所については監督職員に確認を行うものとする。

土壌分析結果、機器観測を含む水位観測結果について、報告書にとりまとめる。

表 調査項目一覧表

項目	規格	数量	摘要
調査			
土壌採取	NO.24付近 水路沿い・耕作地部	2 箇所	(0～50cmまで)
	NO.30付近 堤尻・耕作地部	2 箇所	
	NO.33付近 水路沿い・耕作地部	2 箇所	
	NO.36付近 堤尻・水路沿い・耕作地部	3 箇所	
	NO.39付近 水路沿い・耕作地部	2 箇所	
	NO.40付近 堤尻部	1 箇所	
	NO.45付近 堤尻部・耕作地部	2 箇所	
		14 箇所	7か月
		98 箇所	
	NO.24、33、36、39、45 上記の定点採取より下部の土壌	5 箇所	期間中2回(春・夏)
	耕作地表土の下部(50cm程度を想定)	10 箇所	
土壌分析費	(塩分濃度)	108 検体	
機器観測	湊第2樋門 自記水位計(水位・導電計)	7 ヶ月	
	NO.24付近堤内 自記水位計(水位・導電計)	7 ヶ月	観測孔新設含まず
	NO.38付近堤内 自記水位計(水位・導電計)	7 ヶ月	既設観測孔
	NO.45付近堤内 自記水位計(水位・導電計)	7 ヶ月	既設観測孔
	NO.38付近堤内 流向・流速	7 ヶ月	
水位観測	観測孔5箇所と河川水	7 回	観測孔5箇所と河川水